

緊急需給調整事業について

令和4年4月



独立行政法人農畜産業振興機構
野菜振興部 助成業務課

1. 事業の種類

緊急需給調整事業には、以下の事業があり、これら事業を的確に実施することにより効果的な緊急需給調整が図られるようになっていきます。

- (1) 生産出荷団体緊急需給調整事業
- (2) 緊急需給調整推進事業

2. 生産出荷団体緊急需給調整事業の内容と仕組み

(1) 事業の概要

登録出荷団体等が、供給計画を作成し、重要野菜又は調整野菜（以下「重要野菜等」といいます。）の卸売価格が著しく低落し、若しくは低落するおそれがあると見込まれる場合又は著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると見込まれる場合に、相互に協議して緊急需給調整を実施した場合、機構は当該登録出荷団体等に対し、緊急需給調整費用交付金を交付します。

対象野菜：重要野菜（キャベツ（周年）、たまねぎ（周年）、秋冬だいこん、秋冬はくさい）
調整野菜（春だいこん、夏だいこん、にんじん（周年）、春はくさい、夏はくさい、
レタス（周年））

(2) 補てん内容

価格低落時の対策

○ 産地調整（出荷抑制）

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制を実施。
生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成

○ 加工用販売、市場隔離（その他市場隔離）

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、当初市場向けであったもののうち、供給過剰分を新たな加工用途に出荷。
また、その他の市場隔離として一時保管等を実施。
生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成。

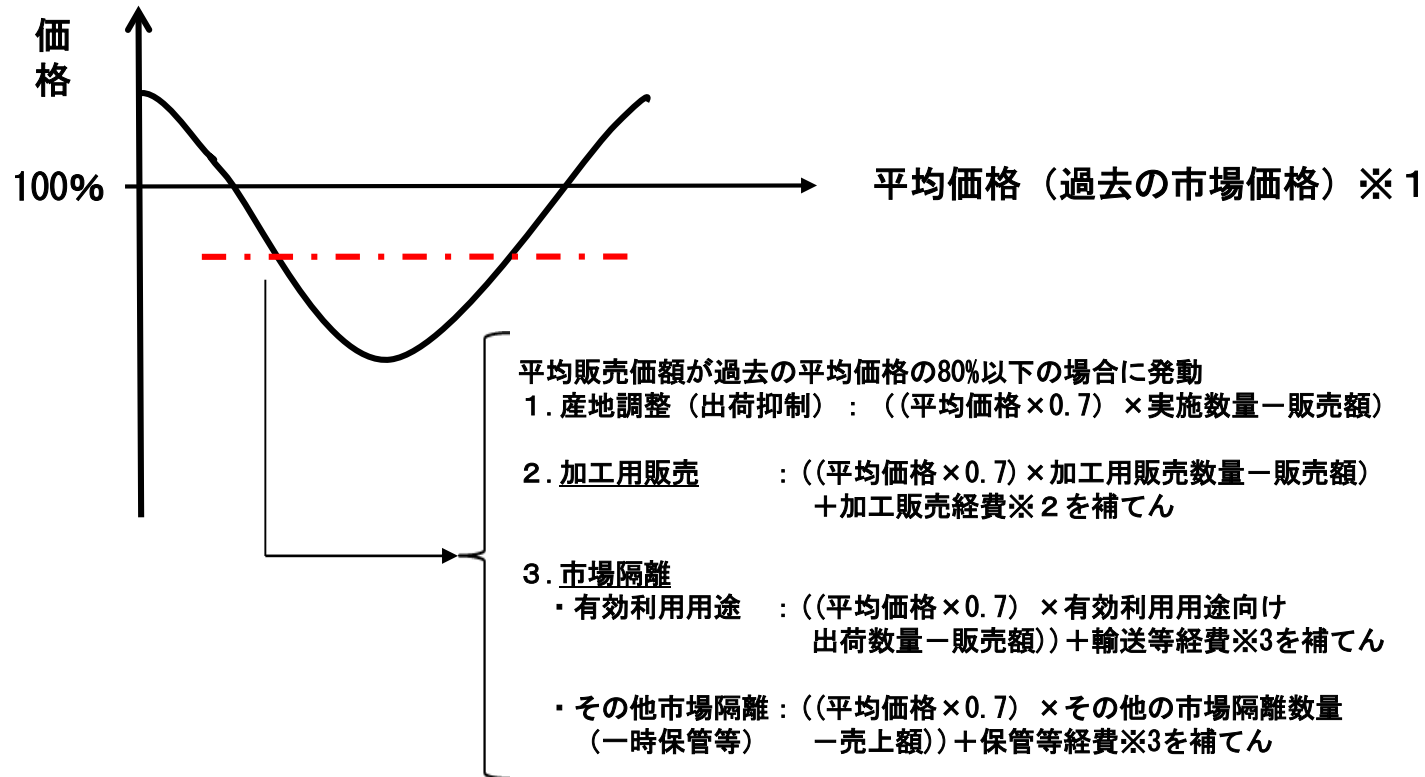
○ 市場隔離（有効利用用途）

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、加工、飼料化、フードバンクへの提供等の有効利用に努める。
生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成。

《助成の仕組み》

国80%：生産者20%

※国、生産者の拠出により、
独立行政法人農畜産業振興機構に資金を造成



※1 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場ブロックに出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均。

※2 加工用販売に要した経費は加工用販売額を限度とする。

※3 算定式中有る販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに経費を加えるものとする。

対象野菜：重要野菜（キャベツ（周年）、たまねぎ（周年）、秋冬だいこん及び秋冬はくさい）
調整野菜（春だいこん、夏だいこん、にんじん（周年）、春はくさい、夏はくさい、レタス（周年））

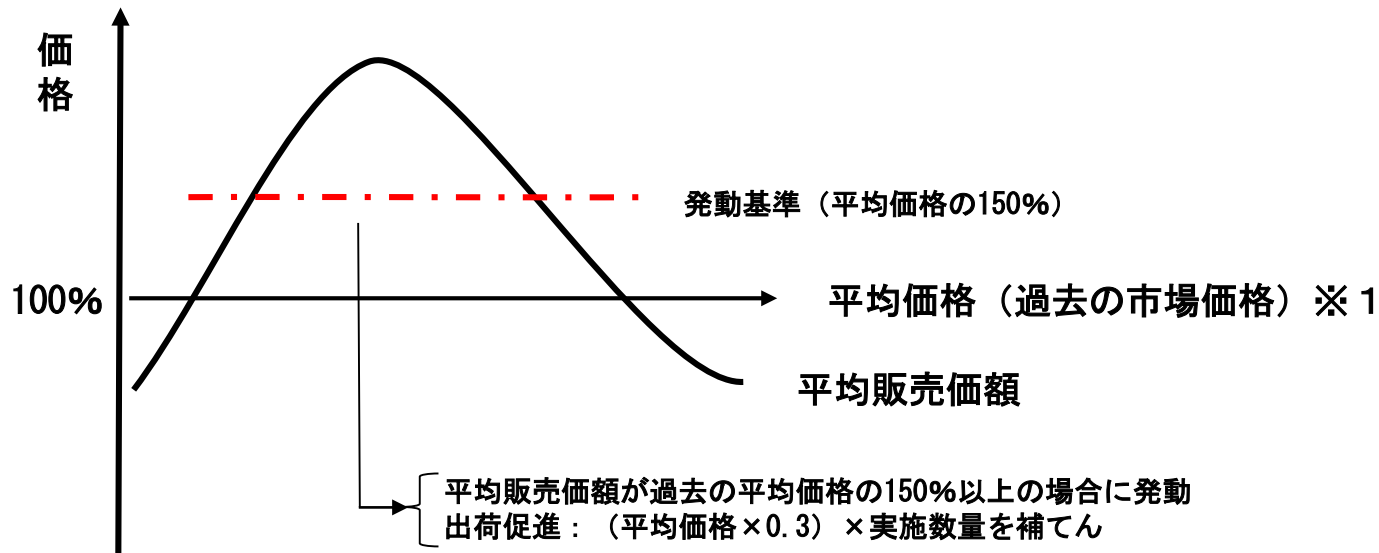
価格高騰時の対策

○ 出荷促進

キャベツ、はくさい等の露地野菜の出荷を促進するため、早取り等により出荷を促進。
生産者に対し、平均価格の3割相当分を助成。

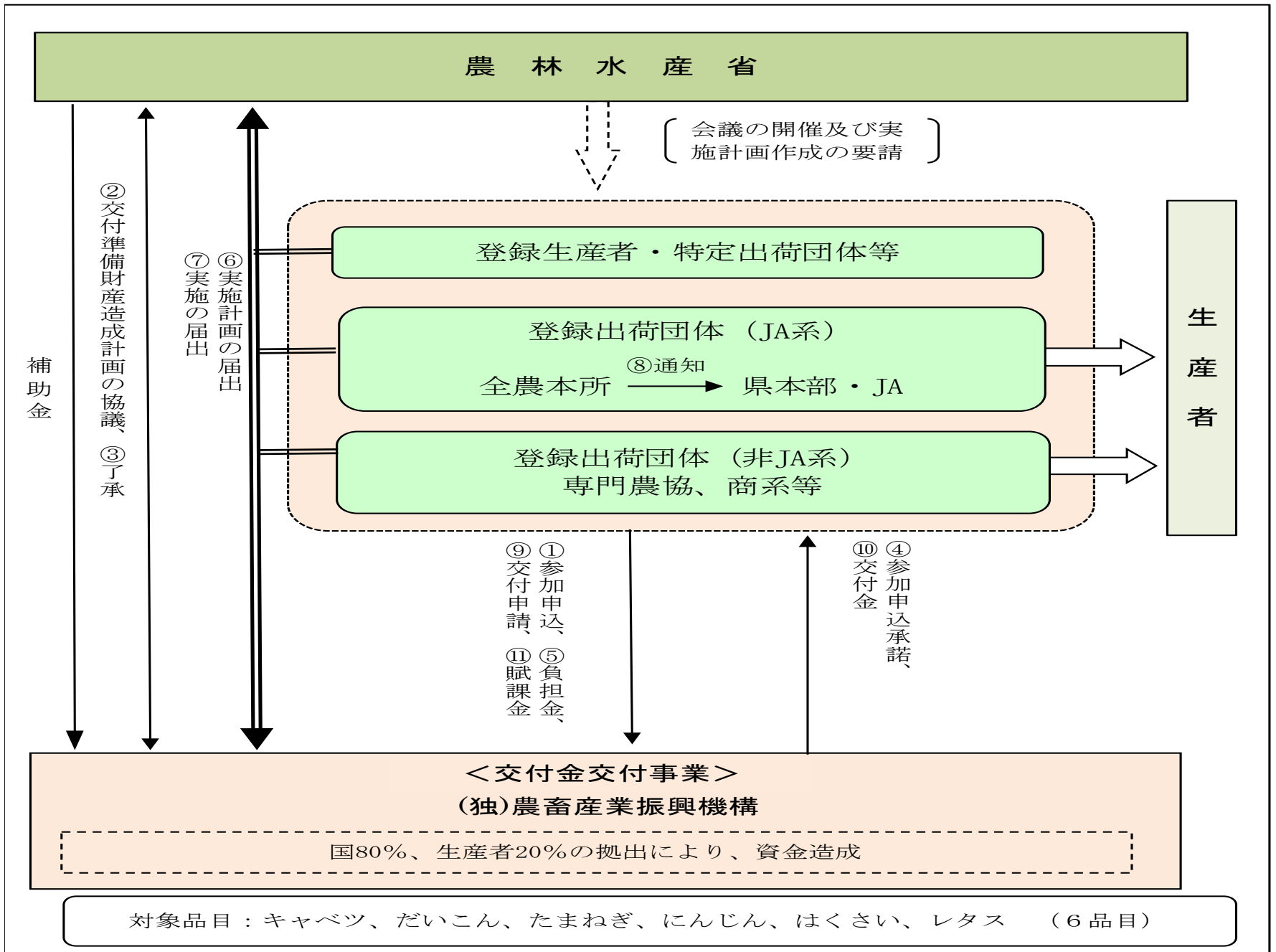
《助成の仕組み》

国80%：生産者20%
※国、生産者の拠出により、
独立行政法人農畜産業振興機構に資金を造成



※1 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場ブロックに出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均。

(3) 事業の流れ



3. 緊急需給調整推進事業の内容

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

(2) 野菜需給協議会の開催

機構が農林水産省と連携しながら、野菜の需給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会を開催し、国民に現在の需給情報を周知するとともに消費拡大を行います。

(3) 産地情報調査員の設置

登録出荷団体等が、都道府県段階における重要野菜、調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に要する経費を機構が定額補助します。

(4) 緊急需給調整連絡協議会の開催

登録出荷団体等が、出荷期間中の供給過剰が予想される時点において、効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築、生産者に対する啓蒙活動を行うため、行政、系統、系統外等から構成される緊急需給調整連絡協議会を開催した場合に要する経費を機構が定額補助します。

(5) 供給過剰時の消費拡大事業

登録出荷団体等が、野菜の供給過剰時に短期的、集中的に行うテレビ広告、新聞広告、料理レシピ配布等による消費拡大に向けた取組を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。